

ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付要綱

平成18年 7月 3日 制 定

平成29年 3月24日 最終改正

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人岡山県トラック協会（以下「協会」という。）が行う事故防止対策の一環として、事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するシステム（以下「ドライブレコーダー」という。）の普及を図るため、ドライブレコーダー機器（以下「機器」という。）の導入に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、第3条に定めるドライブレコーダー車載器及び事務所用機器をあらたに導入する会員事業者（以下「申請者」という。）とする。

(助成対象機器)

第3条 助成の対象となる機器は、次に掲げる装置とする。

(1) ドライブレコーダー車載器

映像や走行データを記録するドライブレコーダー車載器で別表1に定める機器とする。

(2) デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダー一体型機器

道路運送車両の保安基準第48条の2に適合する運行記録計であり、かつ、前号の機能を有する車載器で別表2に定める機器とする。

(3) 事務所用機器

上記(1)(2)を活用するための機器として、解析ソフト及びカードリーダー等導入に必要な設備（パソコンを除く。）とする。

(助成額)

第4条 前条の助成金の額は、次のとおりとする。なお、消費税は対象外とする。

(1) ドライブレコーダー車載器

①簡易型 1台あたり本体購入価格の1/2上限1万円

②標準型 1台あたり本体購入価格の1/2上限2万円

③運行管理連携型 1台あたり本体購入価格の1/2上限3万円

④一体型 1台あたり本体購入価格の1/2上限3万円

(2)事務所用機器については、経費の1/2上限10万円とする。

- 2 1会員あたりの限度額は、前項の機器を併せて150万円とする。
- 3 国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。

(装置の装着)

第5条 助成の対象となる装置は、当該年度4月1日以降2月末日までに装着を完了し、当該年度2月末日までに支払いが終了するものでなければならない。

(交付申請)

第6条 申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、「ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付申請書」(様式1)を、当該年度2月末日までに協会に提出しなければならない。

- 2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。
- 3 予算額に達した場合は、申請受付を締め切る。

(交付決定)

第7条 協会は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは交付の決定を行い、「ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付決定通知書」(様式2)により申請者に通知する。

- 2 協会は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(実績報告及び助成金の請求)

第8条 申請者は、装置の装着が完了したときは、「ドライブレコーダー機器導入促進助成金実績報告書」(助成金交付請求書)(様式3)により、当該年度2月末日までに協会に対して助成金を請求する。

(助成金の交付)

第9条 協会は、前条の「ドライブレコーダー機器導入促進助成金実績報告書」(助成金交付請求書)の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、申請者に対して、助成金を交付する。

(申請の変更又は取下げ)

第10条 交付決定後、申請の変更又は取下げをするときは、申請者は、速やかに

「ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付申請（変更・取下）届出書」（様式4）を協会に提出し、その指示を受けなければならない。

（財産の処分の制限）

第11条 申請者は、交付対象となった装置が1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

（その他必要な事項）

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。

（附則）

第1条 本要綱は平成18年7月3日より施行する。

本要綱は平成19年4月1日より施行する。（平成19年5月15日改正）

本要綱は平成20年4月1日より施行する。（平成20年5月9日改正）

本要綱は平成21年4月1日より施行する。（平成21年5月7日改正）

本要綱は平成22年4月1日より施行する。（平成22年3月16日改正）

本要綱は平成23年4月1日より施行する。（平成23年3月28日改正）

本要綱は平成23年4月1日より施行する。（平成23年5月9日改正）

本要綱は平成24年4月1日より施行する。（平成24年5月8日改正）

本要綱は平成25年4月1日より施行する。（平成25年3月25日改正）

本要綱は平成26年4月1日より施行する。（平成26年3月26日改正）

本要綱は平成27年4月1日より施行する。（平成27年3月25日改正）

本要綱は平成29年4月1日より施行する。（平成29年3月24日改正）